

東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応 (国税)

◎は阪神・淡路大震災時にはなかったもの
○は阪神・淡路大震災時の対応を拡充したもの

東日本大震災に係る国税における税制上の緊急対応として第1弾の措置を講じているところであるが、その後の復旧・復興の状況等を踏まえ、さらに以下の措置を講ずる。

【所得税】

○ 1. 住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例

- (1) 大震災により所有する住宅が居住の用に供することができなくなった者が、住宅の再取得等をした場合の再取得等住宅に係る住宅ローン控除の住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする(控除期間は10年)。

居住年	平成23年	平成24年	平成25年
住宅借入金等の年末残高の限度額	4,000万円 (現行:4,000万円)	4,000万円 (現行:3,000万円)	3,000万円 (現行:2,000万円)
控除率	1.2% (現行:1.0%)	1.2% (現行:1.0%)	1.2% (現行:1.0%)

- (2) 大震災により所有する住宅が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者については、その滅失等住宅に係る住宅ローン控除と再取得等住宅に係る住宅ローン控除を重複して適用できるものとし、この場合における控除額はそれぞれの控除額の合計額とする。

○ 2. 復興特別区域に係る税制上の特例措置

- (1) 復興特別区域において施行される都市計画事業等に係る5,000万円特別控除等
復興特別区域において施行される都市計画事業等により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等を適用する。

- (2) 復興特別区域において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除

復興特別区域において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社で一定の要件を満たすものの株式を払込みにより取得した場合には、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例による寄附金控除の適用を可能とする。

○ 3. 津波防災地域づくりに関する法律の制定に伴う措置

津波防災地域づくりに関する法律の一団地の津波防災拠点市街地形成施設に係る都市計画事業及び津波防護施設に係る収用適格事業により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等を適用する。

◎ 4. 雜損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例

住宅、家財等や事業用資産に損失が生じた場合における雑損控除及び雑損失又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる「災害関連支出」について、やむを得ない事情により災害がやんだ日から1年超3年内に支出されるものを追加する。

5. 被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例

- (1) 被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、個人の有する土地等について換地を定めない代わりに代替住宅等を取得した場合には、100%課税の繰延べを適用する。
- (2) 次に掲げる場合に該当することとなった場合には、5,000万円特別控除等を適用する。
 - ① 減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業において、公共施設の整備改善事業の用に供するために土地等が地方公共団体等に買い取られる場合
 - ② 第二種市街地再開発事業の用に供するために土地等が地方公共団体等に買い取られる場合
- (3) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が、改正法の施行日から平成28年3月31日までの間に、復旧事業の用に供する等のために地方公共団体等に買い取られる場合には、2,000万円特別控除を適用する。
- (4) 次に掲げる場合に該当することとなった場合には、1,500万円特別控除を適用する。
 - ① 建築等の不許可に伴う買取りの申出に基づき土地等が都道府県知事等に買い取られる場合
 - ② 公営住宅等の用地に供するための保留地として土地等が買い取られる場合
- (5) 被災市街地復興土地区画整理事業又は第二種市街地再開発事業に係る土地等が、独立行政法人都市再生機構に代わって土地開発公社に買い取られる場合には、軽減税率（2,000万円以下の部分について10%）を適用する。

6. 被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例

居住用財産を譲渡した場合の軽減税率（6,000万円以下の部分について10%）の特例等について、大震災により居住用家屋が滅失した場合には、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を7年（現行：3年）に延長する。

7. 買換え特例の買換資産に係る取得期間等の延長の特例

居住用財産又は事業用資産の買換えの特例等について、大震災のため、その買換資産等を取得すべき期間内に取得等をすることが困難となった場合には、その買換資産等の取得期間等を2年の範囲内で延長する。

【法人税】

◎ 1. 復興特別区域に係る税制上の特例措置

復興特別区域制度の創設に伴い、次の措置を講じる。

(1) 新規立地促進税制（新規立地新設企業を5年間無税とする措置）

東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域を有する認定地方公共団体が設置する復興産業集積区域内に新設され、平成28年3月31日までの間に当該地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として当該地方公共団体の指定を受けた法人が、指定を受けた日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において無税となるよう、次の措置を講じる。

① 所得金額を限度として再投資等準備金を積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる制度を創設する。

② 復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度として特別償却ができる制度を創設する。

(2) 法人税の特別控除

平成28年3月31日までの間に東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、指定期間（指定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間）内の日を含む各事業年度において、復興産業集積区域内の事業所で雇用をする被災者に対する指定期間内の給与等支給額の一定割合を税額控除ができる制度を創設する（税額控除率10%、法人税額の20%を限度）。

(3) 事業用設備等の特別償却等

復興産業集積区域内において、平成28年3月31日までの間、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が取得等をした機械・装置及び建物・構築物について、特別償却又は税額控除ができる制度を創設する。

（注1） 償却率は、機械・装置については、平成26年3月31日以前に取得等をした場合は100%、平成26年4月1日以降に取得等をした場合は50%とする。また、建物・構築物については25%とする。

（注2） 税額控除割合は、機械・装置については15%、建物・構築物については8%とする。なお、税額控除は法人税額の20%を限度とし、4年間の繰越しができることとする。

（注3） 上記(1)、(2)及び(3)の措置は選択適用とする。

(4) 研究開発税制の特例等

① 復興産業集積区域内において、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ又は生産基盤の著しい被害を受けた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成28年3月31日までの間に開発研究用減価償却資産の取得等をした場合に、即時償却ができる制度を創設する。

② 上記①の対象となる開発研究用減価償却資産の減価償却費については、試験研

究を行った場合の法人税の特別控除の適用を受ける場合、特別試験研究費として取り扱うこととする。

(5) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等

復興居住区域内において、住宅に大きな被害が生じた地域の住居の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成26年3月31日までの間に、新築された被災者向け優良賃貸住宅の取得等をし、賃貸の用に供した場合には、25%の特別償却又は8%の税額控除ができる制度を創設する。ただし、税額控除については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しができることとする。

○ 2. 被災代替資産等の特別償却の対象への二輪車等の追加

被災代替資産に二輪車等を追加するほか、被災資産の範囲について、実質的に事業の用に供することができなくなったものが対象資産であることを明確化する。

3. 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

改正法の施行日から平成26年3月31日までの間に、特定激甚災害地域内において新築された被災者向け優良賃貸住宅の取得等をし、賃貸の用に供した場合には、5年間、割増償却ができる制度を創設する（割増率50%、耐用年数が35年以上のものは70%）。

【資産税】

◎ 1. 事業承継税制（相続税・贈与税）における事業継続要件等の緩和

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、認定会社が大震災により受けた被害の態様に応じ、その認定会社の雇用確保要件等を緩和する等の措置を講ずる。

◎ 2. 被災者が取得した住宅取得等資金に係る贈与税の特例措置

(1) 第1弾で措置した「住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等」の適用対象となる住宅用家屋の範囲に、原発警戒区域内に所在した住宅用家屋を追加する。

(2) 住宅用家屋が大震災により滅失等した者（当該住宅用家屋が原発警戒区域内に所在する者を含む。）が、平成23年3月11日から平成25年12月31日までの間にその直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けて新たな住宅用家屋の取得等をした場合には、1,000万円まで非課税とする措置を講ずる。

◎ 3. 相続税の延納・物納の申請に係る準備期間等の特例

大震災の被災者が行う延納・物納の申請に係る準備期間等（最長1年）について、国税通則法の規定により申告期限等が延長された期間を加算する等の措置を講ずる。

4. 大震災の被災者等に係る登録免許税の免税

大震災の被災者等が受ける次の登記に対する登録免許税を免税とする。

- (1) 原発警戒区域内に所在する建物の建替え等に係る所有権の保存登記等
- (2) 被災した農地の代替農地に係る所有権の移転登記等
- (3) 被災した会社の本店の移転の登記等
- (4) (独) 中小企業基盤整備機構が整備する仮設施設に係る所有権の保存登記
- (5) 被災した鉄道施設の代替鉄道施設の敷地に係る所有権の移転登記等

(注) 適用期限は、(1)から(3)までは平成23年3月11日から平成33年3月31日まで、(4)は改正法の施行日の翌日から平成25年3月31日まで、(5)は改正法の施行日の翌日から平成28年3月31日までである。

【消費課税等】

◎ 1. 被災二輪車等に係る自動車重量税の特例還付

第1弾で措置した「被災自動車に係る自動車重量税の特例還付」の適用対象に、大震災により滅失、解体又は用途の廃止をした二輪車等を追加する。

◎ 2. 被災者の買換え二輪車等に係る自動車重量税の免税措置

第1弾で措置した「被災者の買換え車両に係る自動車重量税の免税措置」の適用対象に、大震災により滅失、解体又は用途の廃止をした二輪車等の使用者であった者が新たに二輪車等を買換える場合を追加する。

◎ 3. 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例

大震災により甚大な被害を受けた中小零細な清酒等の製造者が移出する清酒等について、平成28年3月31日までの間、一定の要件の下、酒税を軽減する。

4. 大震災の被災者等に係る印紙税の非課税措置

第1弾で措置した「特別貸付けに係る印紙税の非課税措置」の適用対象となる特別貸付けの範囲を拡充するとともに、次の契約書に係る印紙税を非課税とする。

- (1) 一定の民間金融機関が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書
- (2) 大震災により滅失した消費貸借に関する契約書等に代わるものとして被災金融機関との約定に基づき作成する文書
- (3) 大震災の被災者が、警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の代替建物を取得等する場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書等
- (4) 大震災の被災者が、被災農用地又は警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地の代替農用地を取得等する場合に作成する不動産の譲渡に関する契約書等
- (5) 大震災の被災者が、被災船舶・被災航空機の代替航空機を取得し、又は建造する場合に作成する船舶又は航空機の譲渡に関する契約書等
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する仮設施設整備事業に係る不動産の譲渡に関する契約書等

(注) 適用期限は、(1)、(4)のうち被災農用地に係る部分及び(5)は平成23年3月11日から平成33年3月31日まで、(2)は平成23年3月11日から平成25年3月31日まで、(3)及び(4)のうち被災農用地以外の部分は警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後3ヶ月を経過する日と平成33年3月31日のいずれか早い日まで、(6)は平成23年5月2日から平成26年3月31日までである。